

| | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 受理官庁 MX | メキシコ工業所有権機関 | 附属書 C MX |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | メキシコ | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | スペイン語 ¹ | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | スペイン語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 3 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2,3} | 認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める ⁴ 。 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？ | 認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | オーストリア特許庁、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（チリ）、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | オーストリア特許庁、欧州特許庁 ⁵ 、シンガポール知的所有権庁 ⁶ 、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（チリ） ⁶ 、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁 ⁶ | |

[次頁に続く]

- 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（PCT規則12.3）。
- 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 関連する受理官庁の通告については、2015年7月9日付公示（PCT公報）119頁以降参照。
- この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁、スペイン特許商標庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

| MX | メキシコ工業所有権機関 (続き) | MX |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：メキシコ・ペソ (MXN) 及び米国・ドル (USD) | |
| 送付手数料 ⁷ | USD | 323.70 |
| 国際出願手数料 ⁸ | USD | 1,453 |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁸ | USD | 16 |
| 減額 (手数料表第4項に基づく) : | | |
| 電子出願 (文字コード形式による願書) | USD | 218 |
| 電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約) | USD | 328 |
| 調査手数料 | 附属書D (AT), (CL), (EP), (ES), (KR), (SE), (SG) 又は (US) 参照 | |
| 優先権書類の手数料 ⁷ | 白黒コピーの場合：各頁につき | MXN 11.46 |
| | カラーコピーの場合：各頁につき | MXN 14.60 |
| 優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d)) | なし | |
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不要, 出願人がメキシコに居住している場合 要, 出願人がメキシコの非居住者である場合 | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | メキシコの居住者及び国民 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は, 別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？ | していない | |
| 受理官庁は, 包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？ | していない | |

⁷ この手数料は, 16%の国税が課される。

⁸ この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。